

第11号

秋田被害者支援センターだより

発行日 平成20年7月31日
発行者 社団法人秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 怜
住 所 〒010-0001
秋田市中通5丁目1番51号(北都銀行別館2F)
TEL 018-887-7605 FAX 018-887-7608
URL <http://www.av.s.or.jp>



ボランティアの立場から一言

(社)秋田被害者支援センター 副理事長 船山 静子

本年7月に犯罪被害者給付制度が改正になり、給付金が大幅に増額されたほか、被害者支援に取り組む民間団体に対しても、国や地方公共団体による経済的支援が、様々な形で行われていると聞いております。

当(社)秋田被害者支援センターは、事件や事故等に遭われた被害者、そのご家族の方々の精神的ケアをはじめ裁判所や警察署への付き添いなどの直接的支援を行うとともに、被害者の置かれた立場を広く県民に訴えて、被害者等への配慮や支援の必要性への理解やその重要性の認識を広める活動を行っています。

支援員をはじめ関係者は、「あなたに思いやりを」を信条として誠心誠意支援活動に取り組み、皆様の信頼と期待に応えていきたいと決意を新たにしているところです。

また、支援員の方々の殆どがボランティア支援員であり、いろいろと悩みなどはあると思いますが、ボランティア活動といっても組織を大事にし、また、個人の意見にも耳を傾け、センターの活動の充実を図っていただければと願っております。

今後、さらに組織や財政基盤の充実を図っていくために、多くの皆様のご理解とご協力を頂きたいと思っております。

更に支援活動を通じて犯罪のない安全・安心な社会づくりに貢献して参りたいと考えておりますのでご支援をお願い申し上げます。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
まずはお電話をおかけ下さい。

相談電話 018-832-8010
(フリーダイヤル) 0120-62-8010

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)

第1回全国被害者支援ネットワーク 北海道・東北ブロック研修会に参加して



犯罪被害相談員 T・A

全国被害者支援ネットワークみやぎ被害者支援センター主催で、5月28日(水)・29日(木)の両日、仙台市「パレス宮城野」に於いて開催され、北海道・東北の各センターから30名(当センターから4名)が参加しました。

両日の研修は、

- 支援組織のあり方
- 直接的支援プランの作成方法
- 電話相談の指導方法とロールプレー
- 各県から直接的支援プランの発表
- ケース検討会
- 全国ネットと加盟団体との連携

等について、8名の講師のもと、ネットワークブロック別カリキュラムに基づき開催されました。

今回の研修では、被害者の諸状況を把握し、望んでいることや必要な援助等を的確に把握することが大切であること、さらに的確な評価により支援計画の道筋を示していくこと、そしてプランニングの重要性等について認識を深めることができ、今後の活動に反映させて行きたいと気持ちを新たにしました。

支援員 E・I

今回は内容の濃い研修で、多くのことを学ばせていただきました。

中でも、被害者支援の窓口ともいえる電話相談関連の講義の中で教えられた「支援員の質・コミュニケーション能力が問われる」は胸に響きました。一般的にコミュニケーションプロセスでは、送り手が発信するとゆがみが生じます。それは、自分自身が安心・安全・安定したいために自分に都合よく解釈してしまう傾向(思い込み)があるからで、様々なトラブルを発生させる原因となります。このことは常に意識しておかなければなりません。なぜなら、支援活動をする上で、被害者の方々とはもとより、支援員同士、関連機関の連携においても信頼関係を生まないからです。

研修で学んだ多くのことを活かすためにも、常に自分の行動を振り返って自己覚知をし、日々の自己研鑽に励みたいと思いました。



第4回北海道・東北ブロック 直接的支援セミナー研修に参加して

支援員 T・S

去る6月24日から27日まで、みやぎ被害者支援センターに於いて、4日間の研修に参加をしました。予てからの県外研修を希望していたものの、スケジュールは学生時分を思い起こすような過密なものでした。特に被害者支援における基礎知識と現状はネットワークを通じて今後統一され格差は是正されつつある中で、最も必要とされている初期段階での被害者の支援がスムーズに進むことを願うばかりです。そのような中で、支援員が最も陥りやすい注意しなければならない、被害者サイドに立った諸事項を認識し、支援とは何かということを中心に肝に銘じました。中でも公判傍聴を通じて、今後裁判の流れが大きく変わり、7月1日付で犯罪被害者給付制度も改正になり、来年からは裁判員制度も導入されます。私たちはこの支援を通じて、何が出来るのでしょうか。印象に残ったのは、「他の電話相談と比べてレベルに差はないということです。特別に被害者相談だけが難しいということではなく、それは質の違いだけであって、相手の気持ちに共感して話を聞き、現実をどのように受け止めているのか、そこを無視すると後々の支援に支障を来すということをしっかりと受け止めてください」「最終的には、被害者が一人で生活できるまでに回復したら支援者は忘れ去られる存在でありたい」との講師の言葉がとても印象的でした。世の中の犯罪がなくなり支援を必要とする被害者が一人もいなくなるまで、私自身もそのような支援員でありたいと思います。

支援員 J・S

人は関係の中に誕生し死ぬ迄関係を選択し、結びつつ成長、成熟する生物です。被害者及び遺族の方々は、突然命を脅かされたり奪われたり培ってきた絆を断たれたり、恐怖に晒されて社会への信頼を傷つけられてしまう…。そこで社会の一隣人としての自立と関係性の信頼を回復する支援活動は被害者や遺族の方々にとっては『当然の人としての権利』ということが納得できたセミナーでした。

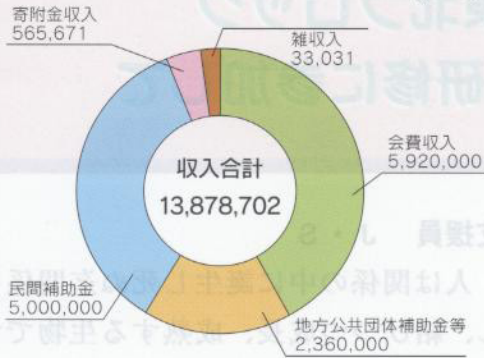
- ①悲しみと恐怖の中での刑事手続や裁判、生活や体調不良などにどう支援できるかの実務的なこと
- ②心を受けとめ理解し、寄り添うことなどはもちろん、早期援助団体となることの意味
- ③支援は自分のこれまでの人生で培ってきたすべてをかけ、全人格と心をもって行うものであり、どんな人もひとりではできない活動であること
- ④支援員同志の連携のあり方、それがそのまま無意識に被害を受けた方に反映してしまうことなど、考えさせられました。

「ボランティアは行事の時のお手伝いなどを言います。支援はやはりプロの仕事、短時間だろうと、すべてをにかけて…」という富田先生の言葉が心に残りました。



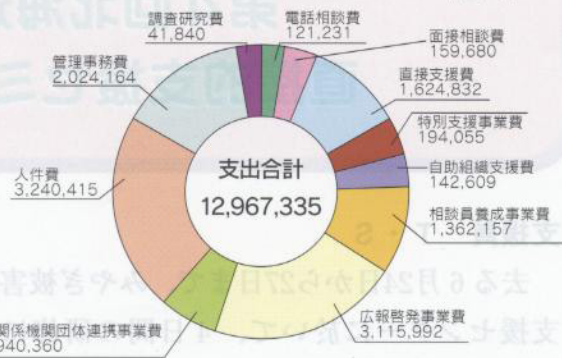
〈平成19年度収入〉 H19. 4. 1~20. 3. 31

単位：円



〈平成19年度支出〉

単位：円

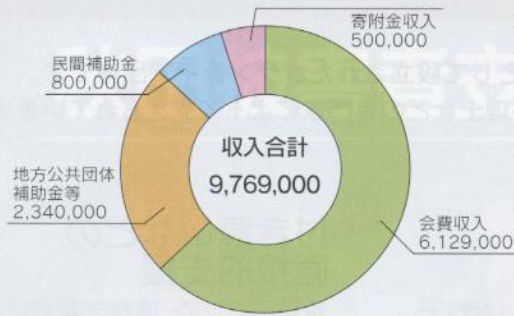


〈平成19年度事業報告〉

事業名	事業項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	直接的支援件数 34回 ○付き添い等 26回 ○物品貸与 1回 ○特別支援 4回 ○生活支援 3回
	2 電話相談活動の推進	○相談受理件数 199件 ○男女別 女性103件、男性96件 ○地域別 秋田市26%、秋田市以外の中央4%、県南11%、 県北12%、不明48%
	3 面接相談活動の推進	○法律相談、カウンセリング等 5回
	4 被害者自助グループ支援	○秋田交通死亡事故被害者の会（遺族）への支援として、支援員の派遣、会場設定等を実施。 ○毎月1回開催 大仙市における移動自動グループのほか、交流会7回、講演会2回開催。 ○秋の交通安全運動「ふれあい広場」において、パネル展示等を実施。
2 研修事業	1 被害者支援員研修	○定例研修会の開催（毎月第4水曜日） ○直接支援員研修の開催（10回開催） ○県外研修・セミナー等への参加（10回） ○全国被害者支援ネットワーク主催全国研修会への参加（2回）
	2 新規支援員育成のための養成講座	○ボランティア支援員養成講座 平成19年度募集した8名が、ボランティア支援員養成講座上級編を研修。
3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	○広報誌9号・10号を発行（各7,000部） ○相談活動、直接的支援、賛助会員募集等のリーフレット等作成。 ○ホームページアクセス件数 7,458件 ○11月26日、犯罪被害者週間「県民のつとめ」の開催。 （講演～少年犯罪被害当事者の会、武るり子氏） ○犯罪被害者等の「手記集」の作成 ○1月28日、犯罪被害者支援フォーラムの開催。 （講演～秋田民話の会、堀井和子氏） ○街頭キャンペーン等の実施（7回） ○講師派遣（5回）
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	○全国被害者支援ネットワーク主催の研修会などに参加（6回）
	2 関係機関連携活動	○6月1日、市町村総合的対応窓口担当者研修会の開催（県北、県南、中央地区で開催） ○秋田県被害者支援連絡協議会に参加。 ○法テラス秋田地方協議会に参加。 ○秋田県厚生保護研修大会に参加。 ○心のセーフティネット会員研修会に参加。

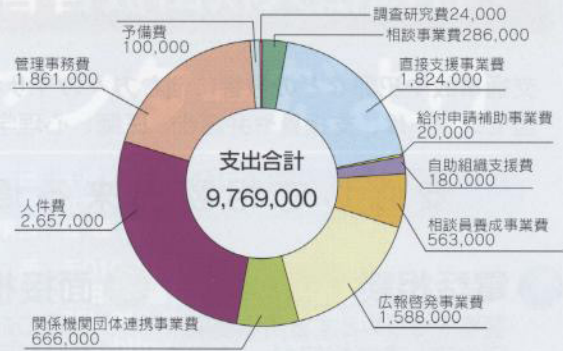
〈平成20年度予算収入〉 H20. 4. 1～21. 3. 31

単位：円



〈平成20年度予算支出〉

単位：円



〈平成20年度事業計画〉

事業名	事業項目	内容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	1) 被害者支援員が面接、付き添い及び支援に必要な関係機関の紹介、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援等を行う。 2) 特別支援事業 被害者等は、再び危害を加えられるのではないかとという恐怖や不安を抱いている。特に性犯罪の被害者やストーカー行為等の被害者は、身体的にも精神的にも極めて重い被害を受けているほか、犯罪により居住地に居住することが困難になり転居を余儀なくされたり、性病検査費、妊娠検査薬費、治療費等の経済的負担を強いられていることから、支援センターが被害者が負担している費用について一人10万円（傷害、強盗致傷は5万円）を限度に補助する。 3) 犯罪被害者等給付金の申請手続き補助を行う。
	2 電話相談活動の推進	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後4時
	3 面接相談活動の推進	弁護士、精神科医、臨床心理士に相談委員を委嘱し、専門的立場から相談に応じる。（予約制）
	4 被害者自助グループ支援	被害者同士が集う自助グループにおいて、被害態様別により多くの被害者等が集えるよう支援活動を推進する。
2 研修事業	1 被害者支援員研修	支援活動員の知識・技能と資質の向上を図るため、毎月第4水曜日に支援員研修を開催するほか、各種研修などの活動を推進する。
	2 新規支援員育成のための養成講座	一般公募により支援員の募集活動と養成講座を開講する。
3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	1) 機関紙、リーフレット、ホームページ等による情報発信や、マスメディア等を活用した広報。 2) 「犯罪被害者支援の日キャンペーン」（10月3日） 3) 被害者支援のための映画上映会開催（10月5日） 4) 犯罪被害者週間の実施（11月25日～12月1日）
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	1) 全国被害者支援ネットワーク及び同加盟団体等との連携を深め、被害者実態に関する情報交換を行い、被害者等の実態に対応した施策を推進する。 2) 全国被害者支援ネットワーク等主催の研修会等に参加し能力の向上に努める。
	2 関係機関連携活動	1) 県、市町村、県警察等の関係機関・団体との連携。 2) 「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」における市町村等の総合的対応窓口担当者等への研修会を開催。

社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪などの被害に悩む方々の「サポーター」として設立されたボランティア団体です。当センターは、支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士などの専門家によって支えられています。

安心して相談出来る場所

電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。

面接相談

必要に応じて専門家（弁護士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士）が対応いたします。（要予約）

付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



研修風景

定例研修会



(社)秋田被害者支援センター



賛助会員の皆様へ

秋田被害者支援センターの活動資金は、県民の皆様の善意に支えられています。被害者の皆様が何時でもどこでも等しくニーズに添った支援を受けられるよう活動内容を充実させ、継続していくため今後ともよろしく願いいたします。

社団法人秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集

私達の活動は、賛助会員で、支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接的支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラムなどのご案内を差し上げております。

賛助会員 個人会員 年会費 一口 1,000円 法人会員 年会費 一口 5,000円

※一口以上、何口でも結構です。

口座名義 (社)秋田被害者支援センター 理事長 佐藤 怜

振込先 秋田銀行 本店 普通 No.476400 北都銀行 本店 普通 No.0953069

郵便振替口座 02220-6-80225

ご寄付ありがとうございます

みちのくキャンテーン 様

秋田ガイドー 様

工藤 健 様

山王丸 壽 様

沢口 秩子 様

小松 友子 様

合計 167,929円

編集後記

厳しい暑さが続いております。会報第11号をお届けします。

今号は支援員の研修の様子を掲載しました。全国支援ネットワークブロック研修、直接的支援セミナーの研修（仙台）に多数出席して参りました。研鑽の成果を生かして、よりよい支援が出来ます様努力して参りたいと思っております。支援して下さい下さっていらっしゃる皆様、今後共よろしく御協力をお願い致します。(T・K)